

# 関西労災職業病 7月号

(通巻第208号)

関西労働者安全センター 1992.7.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



## ◆目次◆

●針灸訴訟控訴審を勝利しよう！	1
●菜の花診療設立準備進む	2
●外国人労働者・奈良保証人バンクの試み	3
●介護労働者の労働条件はどうなるか	6
●夜勤・交替性勤務と労働者の健康①	7
●前線から(ニュース)	9
●労働基準法抜本改訂の動き	15
●じん肺被災者の横顔②	17

／三七五通達撤回・針灸治療制限反対／

司法の反動労働行政追認を許さず

# 針灸裁判控訴審に勝利しよう！

第一回 九月十一日(金) 午前十時

大阪高裁一〇〇六へ

腰痛・頸肩腕障害などの労災職業病の治療に有効な針灸治療の治療期間を最長一年と制限した、いわゆる

「基発三七五号通達」の違法性を明らかにし、この通達によっておこな

われた針灸治療費打ち切り処分取消を求めてきた針灸裁判。はり・き

ゅう訴訟を支援する会を中心に、安全センターを含む、多くの労組、個人が支援してきたが、残念なことに

さる四月二三日、原告全面敗訴の不利判決が出された。

これに対して、原告、弁護団は控訴を決め、控訴審の第一回法廷が、

九月一日午前一〇時から大阪高裁

一〇〇六号法廷で行われることになった。

## 被災労働者の権利を侵害する

### 針灸治療制限の撤廃を

原告鈴木真規子さん(大阪地域合同労組)は、民間福祉施設で保母として働くうちに頸肩腕障害、腰痛になり労災認定を受け、休業から職場復帰まで長い道のりを頑張られた。

一般医療と針灸治療を併用したが、途中からは「基発三七五号通達」によって針灸治療を打ち切られたため

自費治療をつづけた。全面職場復帰

途上にあつた鈴木さんの努力に背を向ける反動労働行政への怒りと不信

それはまた、おなじように針灸治療を打ち切られた多くの被災労働者のものでもあつた。

なかなか他人に理解してもらえない痛み、シビレに耐えながら懸命に治療に通い、治ろうとする被災労働者の職場復帰を援助するのではなく、その反対に、「整理し」「切り捨てる」とは何事であろうか。今も現実

に、針灸治療を利用してはいる患者が一年たつと打ち切られ、自費治療の重みに耐えられず十分な治療が受けられない実態が続いている。

患者の治療を受ける権利が不当に侵害されている状況をなんとかして打破し、反動労働行政を変えていくために、控訴審においてぜひとも勝利をかちとっていきたい。みなさんのさらなるご支援、ご協力をなにとぞお願いいたします。

99

## 設立準備 順調に進んでいます

皆さんのおかげで出資金も

集まってきました

六月五日に設立場所を確定して以降、設立準備は順調に進んでいます。

まず、最大懸案である資金に一定めどがついたことです。今のところ、三千万円ほどのお金がすでに集まっています。目標金額は六千万円弱です。すから、いまだ遠く及びませんが、まだ7月。地元である生野地域の労組、個人からの出資を予想以上に多くいただき、十一月までには目標額近くになるとか到達できるのではないかと予測しています。

正直言って、資金を募るのはかなり厳しいと予想していたのですが、幸い多くの方々が趣旨に賛同してくださり、身の引き締まる思いです。

現在の課題は診療所のレイアウト。職員の動線、各部屋の広さ、医療器具、備品の配置など、実務的な作業を繰り返しています。

準備会事務局で継続討議しているのは、診療所設立後の準備会の継承組織をどうするか、です。出資、寄付をいただいた方々、地域の人々にどう参加してもらい、活動を共有化

してもらうには、どのような形態が一番望ましいか、多くの方の意見をおうかがいしたいと思っています。

きたる八月二日には、第五回準備会を開催し、右記のような案件について、ご報告とご意見をいただきたいと考えています。ぜひとも多くの方々にご参加いただきたいと思います。

### 第五回菜の花診療所設立準備会

日時	八月二日(土) 午後六時より
場所	平野区役所 三階会議室(地下鉄「平野駅」徒歩5分)
内容	報告 出資金の調達状況・相談活動など 検討 設計図・継承組織など

## 異文化との出会いで日本の文化・労働・生活の検証を

奈良保証人バンク事務局 山本直子（斑鳩町議会議員）

### 多くなった日系外国人労働者

私は、現在、奈良県生駒郡斑鳩町で、町議会議員をしています。町の人口は約二万八千人ですが、昨年あたりからたくさんの方の外国人の姿を見かけるようになりました。議会でもゴミの出し方をめぐってのトラブルが取り上げられるようになり、行政サイドへは住民からの問い合わせが多発するようになりました。

その頃に前後して、カトリック教会の関係者より彼らの労働面での相談を受けるようになり、少しづつ、この問題の焦点を絞っていくことになりました。

その結果、斑鳩町には、昨年夏以来、日系ブラジル人及び日系ペルー人あわせて約一六〇名が登録されている事実や、彼らがK社とのかかわりて来日していることが判明しました。K社を調べると、部品等の組立請負を主とする会社ではあるが、内容的には外国人労働者の派遣会社であると判断せざるをえない事実や、

日系外国人に対して、かなりあくどい管理、搾取、人権侵害（パスポート等の取り上げ）をしている実態をつかみました。

そういった背景には、一九九〇年の「出入国管理及び難民認定法」の一部改正による、日系外国人、二世及びその配偶者に三年、三世及びそ

の配偶者に一年の在留資格（定住者ビザ）の保有を認めるということがあげられます。

### 日系外国人の置かれた環境

現在、日本で働く日系人（日系ブラジル人、日系ペルー人）はすでに二〇万人をこえたと言われています。奈良県においても、一九九二年四月三〇日現在、ブラジルから五六二人、ペルーから二四七人の日系人が居住し、働いています。

彼らの多くは、観光ビザもしくは観光目的の在留資格で入国し、その在留期間九〇日の間に、書類を整え、入国管理事務所定住ビザへの切り

替えを行っています。手続きについては、派遣会社が通訳・保証人・書類のチェック・日本語の対訳などの手数料を取って処理しているのが実態です。

日本で働く日系外国人のほとんどは、バブル経済時の日本の情報を信じて来日してきました。平均的な入国者は、五千ドル（約六五万円）から五千五百ドル（約七十一万円）の借金（渡航費、当面の滞在費）を抱えています。この借金には、平均で月一五％～二〇％の金利がつかます。また、月三〇％を越える金利での借金も稀ではないようです。

彼らは月平均八〇ドル（約一万円）くらいの収入でしたから、二〇倍から二五倍の収入を見込んで日本に來ています。そして、年に三千ドル（約三九万円）から五千ドル（約六五万円）の貯金が確実にできると信じています。

## 出会った人と豊かなお付き合い 保証人バンクの設立

私たちは、外国人労働者への聞き取り、調査や準備等に三か月余りの日数をかけ、内橋裕和弁護士を代表とし、当該斑鳩町長の小城利重、シスターマリア、バルデイス神父、平沼諭（檀原市議）、山本直子（斑鳩町議）を呼びかけ人として、六月二日に外国人労働者保証人バンクを「私たちは外国人労働者問題の解決者であるとか、正しいことを行うという奢りはありません。ただ働く人の権利や安全は世界中どこでも同じであるべきだと思っていますし、この国籍の方であれ、出会った人とは豊かにお付き合いしたいと考えています。決して人助けではなく、異文化との出会いですし、自分たち日本の文化・労働・生活の検証である」と信じています。」との趣旨で、全

国で初めてのケースとして設立し、日系労働者にとどまらず外国人労働者の日本における生活・労働・人権を守るための奈良県での第一歩を踏み出しました。

これまで日曜日ごとに西大和カトリックセンターで彼らの相談を聞く集まりを持つと同時に、派遣元との交渉、入管対応、ビザの切り替え、その他生活に関わるお手伝いをしています。スペイン語、ポルトガル語という言葉の壁に苦しみながら、通訳の方々に多大な負担をかけたつ、目の前の様々な個別のケースに対応しているに過ぎませんが、いくつか気になる点を、以下記させて頂きご支援をお願いしたいと思います。

### 日系外国人労働者をしぼる

#### 借金と金利

私たちが抱えている日系外国人労働者問題の中では、特にペルーの場

合、多くの問題点があります。

ペルーでは、国の経済全体が崩壊していると言ってもよい中で、お金を出せば、「豊かな日本」へ働きに行きたい人には、誰にでも書類を作るシステムがあり、そのために彼らは必死の思いで名前を買い、日本へ入国してきます。ところが、彼らはそのために、家や土地を担保にして、渡航費以外に月一〇%〜三〇%の金利で五千ドルくらいの借金するので、そこにブローカーや派遣元が絡むので、話はとても複雑になります。九〇日ツーリストから在留資格の変更申請を済ませ、運良く仕事にありつけても、外交ルートを通しての入管での審査が厳しくなり、今ではほとんど定住ビザを取ることが不可能になってきています。

彼らは帰国命令を受けても、多額の借金を抱え、ペルーに帰国できる条件はなく、異国の日本で途方にくれています。

## 安価な労働力としての外国人

### 人権後進国の日本

もともとは、日本の労働力不足に対応するという日本の一方的な考え方で外国人労働者を受け入れ、特に血と民族を根拠とする日系人の受け入れは、多くの問題点をはらんでいます。日本の国内法の整備もなく、外国人労働者を単に「安価な労働力」「3Kといわれる仕事を引き受ける存在」としてしか見ようとしないう人権後進国の日本の姿勢が問われているように思います。

彼らには家族や恋人がおり、私たちと同じように人として生活することが保障されなくてはなりません。文化や考え方に違いがあっても、それは彼らの人格を否定することではないのです。

帰国命令の出たペルーの青年が、私に、帰国間際に唇をかみしめて

語ってくれました。ペルー人は日本でゴキブリのように扱われたと・。私は返す言葉が見つからず絶句しました。彼は様々な貴重なからくりを証言して、これから「日本を去ります」。

日系外国人問題は、外国人労働者の中のほんの一部です。斑鳩町の「日系人」問題はフルスピードで進展しています。日系人になりきれなかった彼らには、借金を返すあてもなく、次々と帰国命令が出されてきています。彼らの姿がたとえ斑鳩から消えても、ペルーに帰ることを選択しないかぎり、彼らはたぶん日本のどこかで生き続けることだと思えます。彼らの全てを知りながら、受け入れることのできない非力さ、そんな私たちに本名で出会うことを約束してくれた彼らと彼らの人生に、心からの祝福をおくります。

# 不安定な介護労働者の雇用・労働条件

## △王港湾労組が看護婦家政婦支部結成

高齢化社会を迎え、福祉の充実が求められている。しかし、これからの福祉を実質的に支える介護労働に携わる人々の労働条件は、これまであまり省みられてこなかった。たとえば病院に入院した時にお願いな付添い婦さん、在宅の身体の不自由な老人の世話をするホームヘルパーと言われる職種の人々。まず、こうした人たちは労働基準法上の労働者ではないことがほとんどだ。

ふつう患者が付添い婦さんを頼むときは、有料家政婦紹介所に派遣を依頼し、定められた料金をその家政婦に支払うという個人契約の形をとるため、患者と家政婦の間には委任の関係はあっても使用従属関係はなく、労働者ではない。ホームヘルパーにしても自治体ごとにその形態

は異なるが、ほとんどの場合自治体などが仲介するだけで、個人ごとの契約がほとんどだ。そうすると、身体一つで患者や老人のため立ち働くにも関わらず、介護労働に携わる人たちに権利保護規定がないという、なんとも心許ない状況が浮かび上がるわけである。たとえば災害補償を受ける権利もないわけだから、介護中に病院で怪我をしたとしても労災保険など制度上の補償は何もない。

高齢化社会に対応し、労働省は介護労働力確保のための総合対策として、今年二月には「介護労働者の雇管理の改善等に関する法律」を国会に提出し、成立した。この法律では、これまで労働大臣認可の有料看護婦家政婦紹介所と労働者供給事業を認められている労組が自主的に運

営しているだけであったのに対し、新たに「介護労働安定センター」を発足させ、各種の助成金の支給、研修、そして負傷や疾病についての共済制度などを運営することを主な内容としている。

しかし、この法律は十六万人いる家政婦のうち、主に有料紹介所を対象としたものとなっていて、労働者供給事業として運営している労組を念頭においたものにはなっていない。また、医療法改正の中でも基準看護が重視され、病院に個人契約の家政婦の職域は不安定なものになりつつある。そうした意味ではこの法律も決して「介護労働安定」にはなっていないものである。

全港湾労組はこうした問題を抱える看護婦家政婦組合に呼びかけ、関東地方看護婦家政婦支部を結成した。まだ小さな支部にすぎないが、介護労働者自身の取り組みとして注目される。

# 夜勤・交代制勤務と労働者の健康 ①

酒井 一博 (労働科学研究所労働生理・心理学研究部)



労働時間短縮が、労働運動の主要な課題として取り生まれ、社会的なコンセンサスを得るようになってきた。労働時間法制の改変が行われ、

週休二日制も徐々に広がってきた。

しかし、過労死問題に端的にあらわれているように、業種、企業規模によつては、長時間労働・働きすぎの実態が随所にみられるというのが現状だ。

夜勤・交替制勤務の職場においても、時短などとの関係で交替制度の変更がおこなわれつつある。もともと、労働者の健康への影響が懸念される職場だけに、この流れの中で働きやすい労働生活を実現していくことが重要だ。そのための一助として

労働と健康についての認識を深めることが重要と考え、今回のセミナーを企画した。

講師には、夜勤・交替制勤務について長年研究を続けてこられた、労働科学研究所の酒井一博氏をお招きした。セミナーには約七〇名が参加し、わかりやすく興味深い話が好評だった。

(以下は、講演の内容を事務局の責任でまとめたものです。)

## 三つの影響

夜勤・交代制勤務と労働者の健康を考える上でいろいろな要因がありますが、基礎的な事を理解していた

だいた上で、自分たちの夜勤や労働時間はどうかのを整理していくことが結局よりよい交替勤務をつくっていくということになると思います。

夜勤・交代制勤務と働いている人の健康や生活を考える立場から整理すると、三つほどあります。

第一に、夜勤・交代制勤務をしていくと、人間の生理的リズムが乱れるという問題があります。

第二に、疲労、健康の低下の問題。普通に働いていれば、休息によって十分とれる疲労が、夜勤・交代制勤務をやって生理的リズムが乱れた中で疲労がとれていかない生活を繰り返していくと、慢性的な疲労状態に陥って、場合によっては健康を害す



るということがあります。また、その前の段階の疲労をうまくコントロールできるかできないか、というところを考えます。

第三に、どうしても不規則な生活をしますから、それによる生活の質の低下の問題です。

### 交替条件・労働者特性・影響

夜勤を三日やったからどうのこうのということではありません。そういう生活を通り返すことによる蓄積効果の問題になるわけです。夜勤・交代制勤務といってもいろんなバリエーションがあります。夜勤・交代制勤務の労働条件とその影響との関係で、時短が進めば条件が変わってきます。歴史の変遷の中で、どんな交替勤務を、どんな労働時間の長さのなかで交替編成をやっているのかという、交替労働条件とのかかわりで影響を考えることが重要です。

また、そこで働いている人の性、年齢、熟練度などによって影響の受け方は変わってきます。

ですから、交替労働条件、働いている人の特性、そして、影響の三つ関係でとらえて、いい労働条件をつくっていくことが課題です。

### サーカディアンリズム

生理的リズムについて、「サーカディアンリズム」というのがあります。たとえば、人間の一日の体温を定期的に計ると、深夜の〇時くらいが一番低くて、それが明け方の五時くらいまでつづく、それを過ぎるとだんだん高くなって、朝の八時頃一番高いところをむかえて、それがつづいて、一八時くらいまで高い体温が続きます。それから、すこしずつ下がっていく。この二四時間のリズムがからだの中に備わっています。「サー」というのは「約」、「デ

イアン」は「一日」という意味で、一日で一回りする生理的リズムのことをサーカディアンリズムというわけです。生理学者の書いたものを読むと、人間は昼行性の動物なので、昼間に活動しやすいように、自律神経の交感神経が優勢に働く、そのために体温も高くなる。夜は副交感神経が優勢になって、体温も下がってからだを落ちつかせて休息もとやすくとすると説明されています。

ほかにも例えば、血圧も、その人なりのサーカディアンリズムを持っていて、測定すると、昼間の方がやや高くて、深夜の方がやや低い。心拍数もそうですし、いろいろなホルモンもある意味ではこのリズムに即して分泌活動が活発になったり控えられるたりします。問題は、こうした昼行性の動物でからだができあがっている人たちが夜勤をずっとつづけるとどうなるかということ、長い間研究されてきました。(つづく)

# 前線から

## 大阪

### 指曲がり症で

### 安全衛生講習会

大阪市学校給食調理員労働組合

二〇〇名で組織される労働組合で、自治労の指曲がり症公務災害認定闘争を先頭に立ってたかっている。一

七月二十八日、

大阪市学校給

食調理員労働

組合は、大阪

府社会福祉会

館において、

「指曲がり症」

をテーマに労働安全衛生講

習会をおこない、指曲がり

症公災申請者、作業主任な

ど約二〇〇名が集まった。

講師として安全センター

から片岡が参加し、指曲が

り症について、公務災害認

定闘争のこれまで経過、指

曲がり症とはなにか、治療

と対策などについて報告した。

大阪市学給労は大阪市内

小中学校の給食調理員約一

単組としては最も多い二一

名の公災申請に取り組むと

ともに、職場における対策

として、自治労方針である

## 大阪

### 外国人労働者の

### 使い捨て

### 許されぬ労災解雇

日系ペルー人Gさんは大

阪・堺市のメッキ工場で働

いていたが、この五月、作

業中に金属物を右手にぶつ

け、指が動かなくなった。

翌日には、解雇を言い渡さ

れ、加えてビザ更新料一二

万円を要求され、払えなけ

指曲がり症治療のための「パラフィン浴装置」の職場設置に、当局である市教委との間で合意に達し、去年から一六校に配置したところ好評で、申請者はもちろん、多くの労働者が利用しているということだ。

れば同じ工場で働く弟の賃金から差し引くと言われ、不安に思っていたところ、教会を通じて安全センターに相談することになった。

未払い賃金もあり、セネラルユニオンの協力を得て、

神奈川に本社のある派遣元の会社との交渉に当たった。

会社側とは主張が食い違ったが、疑問点を指摘す

ると、最終的には会社側の非を認めた。また、事故直前の賃金が未払いであることを指摘し、会社の持参した明細を見ると、手取り分から更に「その他」として差引き、最後に〇円にしてあるという極めて不明瞭で、いい加減なものであった。

最終的には会社からの謝罪文と、未払い給料の返還、見舞い金が提示され、幸い本人の手もほぼ全快していたこともあり、本人の意向を尊重し、一応の解決とした。

今回のケースでは、派遣元は派遣先工場の労災防止に努力する旨を明言したが、派遣労働では、雇用や安全衛生責任等が曖昧になりがちなことを感じた。似たような形態で雇用されている

外国人は多いと思われる。労災で負傷した外国人を安易に解雇する傾向と合わせ、派遣労働における責任

を逐一明確にさせることは解決すべき課題として残されている。

## 中部

口元れた外国人労災火隠し

# 労災は不注意だから私病扱い？

イランからの出稼ぎ労働者のAさんは、昨年末より地方都市U市にある建設機器の部品を製造する鉄工所で働いていた。今年一月になつたある日、機械の調子が悪く、登つてなおよそ二

たが、六月末にはまたパイプの切断機で拇指を骨折し、現在も療養中である。

は本人の不注意によるもの。うちでは会社の方針として日本人でも労災の扱いはしていない。」との主張であった。

センターでは説得を試みたが、応じようとしなかったため、典型的な労災隠しとして所轄の労基署に申告し併せて遡つての労災補償請求の手続きをとることとした。事業主の労災についての意識の低さと、日本の補償制度を全く知らず、言葉も通じない外国人労働者という条件が重なること、完全な「労災隠し」が出来上がるという事例であった。

折したため、四月末まで休業し治療を受けた。さらに、五月になつて職場に復帰し

ところがこの鉄工所の経営者は、二つの災害について、Aさんを病院に連れていったものの、治療費や休業補償については支払いを拒否している。Aさんからの相談を受け、経営者に連絡を取ったところ、「事故

## 大阪南

### 若手組合員対象に

### 労災・安全衛生実務講座

#### △全港湾大阪支部安衛衛委

全港湾大阪支部安全衛生委員会は、同支部の若手組合員を対象とした「労災補償・安全衛生実務講座」を、

七月十七日より三回に渡って開催した。この講座はすでに三回目を迎えるが、身体的な負担の多い港湾の職場で、労働組合員自身が労災補償制度や災害防止対策のシステムを理解することにより、「自らの健康は自らを守る」意識を高めようというもので、内容も極めて実務的なものとしている。

まず第一回では労災補償

の種類と手続き、第二回では業務上災害の範囲、そし

て第三回で安全衛生対策について学習した。実際、不幸にして職場で災害が発生したときに、その事後処理については会社任せになっ

てしまうような状態から、労働者自身が法的な枠組みを知ることによって労働組合が主導して二度と災害の発生しない職場作りの方向が見いだせるものである。

てしまおうような状態から、労働者自身が法的な枠組みを知ることによって労働組合が主導して二度と災害の発生しない職場作りの方向が見いだせるものである。

## 大阪中央

### 腰痛の早期業務上認定

### 求め監督署交渉

#### ユニオンひびくろ

七月一六日、ユニオンひびくろと安全センターは、Mさんの腰痛被災に関して大阪中央労働基準監督署との交渉を行った。Mさんの腰痛は、向かいの机上の電話

に急いで出ようとした際のもので、通常よりも遠くに電話が置かれていたために無理な姿勢を余儀なくされ、発症したのだった。五月の申請以降、署側は、電話を

取るのは日常動作であり、同様の作業をする同僚は誰も腰痛になっていないなどとの見解を示していた。そのため、被災時の具体的な状況、作業姿勢を説明するために、本人意見書と主治医意見書を提出していたものである。当日の交渉において、既に提出された意見書への見解を質すと、署側はMさんの電話を取る際の姿勢が日常動作とは異なる

ものであることを認めた。  
しかし、医師の専門的意見については何とも言えず後日局医等に意見を求める、また、被災時に事務所に誰もいなかったことについて調査が必要との見通しを述べた。

個別の事例を、画一的な見方や判断基準で切り捨てるのではなく、具体的状況を評価するよう監督者に促す必要がある。今後は早期認定に向け、取り組みを強めたい。

の十一月開院に向け準備が着々と進んでいる菜の花診療所設立準備会メンバーとの交流会が最終日に予定されていることだ。  
参加する学生にとってこの合宿が有意義な経験となるように、と同時に、安全

センターを含めた受け入れる側にとっても、学生の問題意識と触れる数少ない貴重な機会でもあり、お互いの取り組みによってプラスになるようなものにしていきたい。

九二年南大阪・尼崎労働フィールド合宿日程

五日	一班	・オリエンテーション ・安全センター 交流と学習
	二班	
六日	・阪神医療生協 中国医学研究所 特養ホーム園田苑	金属機械港合同 ・大阪垂鉛 ・矢賀製作所 ・田中機械
	・全港湾大阪支部 大正埠頭分会 ・電通合同労組	・全港湾大阪支部 米穀運送分会
七日	・松浦診療所スタッフとの交流会	
八日	・菜の花診療所設立準備会との交流会	

## 関西

### 労働フィールド合宿

#### 今年も開催

#### 医学生と労組の交流

八月五日から八日にかけて、南大阪尼崎労働フィールド合宿が行われる。医学生中心の実行委が例年企画しているもので、体験労働や労働現場に実際入ることから職業病・労働災害を学

び、労働運動との交流を図ることなどを目的としている。訪問先は別掲の表の通り。今年も労組をはじめ、多くの方々の協力を頂いている。例年と特に異なるのは、こ

機関誌購読者の皆様へ

## 購読料金改定のお知らせ

—— 年間購読料を3000円にさせていただきます。

関西労災職業病の頒価については、長らく1部100円、年間購読料2000円の低額を維持してきましたが、次号(8月号)より次の通り改めることと致しました。今後は、さらに誌面の充実につとめ、労働者側からの労災職業病、労働安全衛生対策に役立つ機関誌として成長させたいと考えています。購読者、会員の方々のご理解、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

◇新頒価 1部 200円

◇新年間購読料 1部 3000円

2部 4800円 3部以上1部につき2400円増

◇会員購読料 会員への1部無料配付についてはこれまで通り、2部以上については1部につき150円増とします。

(会費1口1000円はこれまでと変わりありません。)

なお、料金改定は1992年8月号(209号)からとなりますので、7月号までに年間購読料の請求時期がある場合には、1年に限り旧料金で請求させていただくこととします。同様に、すでに年間購読料をいただいている場合の8月号以降分、また7月号までの新規購読1年分についても旧料金とします。

購読料、会費のお支払いは郵便振替、銀行振込をご利用下さい。なお新規購読などの場合にはその旨通信欄にご記入いただくか、別途電話などでご連絡ください。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通1340284  
名義 関西労働者安全センター TEL(06)538-0148 FAX(06)541-2712

1992年夏期カンパへのご協力も

よろしく申し上げます

## 六月の新聞記事から

六・一 昨年三月の橋桁事故で広島地検は元請けなどを安全管理が不十分だったとして略式起訴。

ILOが年次報告を発表、アジアの外国人労働者問題、日本で問題が深刻化と言及。

六・三 日赤の看護婦の四人に三人が慢性疲労で、半数以上が常備薬を飲んで勤務。(全日赤調査)

サービス残業で都銀一二店に是正勧告したことを労働省が明らかに。

六・一〇 福岡県三井三池鉱で落盤事故、作業員三人が生き埋めに。

ウクライナの炭鉱でメタンガスが引火爆発、四人が死亡。

六・一二 東京地裁は、産休取得、労組活動理由の隔離は不当労働行為として、女性教諭の訴えを認め、松蔭学園に賠償命令。

六・一六 茨城県守谷町の花火工場で爆発、二人死亡、一人不明、五人が重軽傷。

六・一八 昨年一〇月の阪大爆発事故で、通産省事故調査委員は、逆流防止弁故障が原因と断定。

帯広市の主婦が夫の死を業務外とした帯広労働基準監督署の決定を不服として、取消を求め、訴訟を釧路地裁に提訴。

六・一九 時短促進法案が成立へ。

六・二二 マレーシアで化学タンカーが爆発、死者七人、六人不明に。

外国人労働者のビザ更新などに保証人を引き受ける「外国人労働者・奈良保証人バンク」発足。全国でも初の試み。

六・二三 宮城県三菱細倉鉱山でのじん肺患者六六人が細倉じん肺訴訟の第二次提訴。三菱マテリアル、細倉鉱業所、熊谷組などに総額二二億千百万円を求め。

ドイツから持ち込まれた有毒染料のコンテナを扱った労働者が中毒に。(ルーマニア)

一昨年一〇月の三井三池鉱の事故隠しと虚偽報告に対し、九州鉱山保安監督局は、会社・所長ら二〇人を書類送検。

六・二六 JR東日本の社員が、職場同僚の喫煙で健康を害したとして、同社を相手に職場の禁煙と一千万円の損害賠償を求め、東京地裁に提訴。

府内企業の五社に「社は、年間平均労働時間が二千七三時間。(府労働部・大阪労働白書)

六・三〇 自民党外国人問題検討委員は、未熟練外国人労働者を技能実習の名目での雇用関係を認め、労働関係法令を適用すべきを提言。

# 労基法の改悪許すな！研究内容の早期公開を！

## 労基研・労働契約等法制部会の動向に注目を

部会メンバーへの申し入れ行われる

### 労働契約等法制部会の発足と

これまでの動き

労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会（以下、労基研とする）の中に、一九九〇年一月、労働契約等法制部会が設けられた。労基研と言えば、ごく最近では労災補償関係での根本的改悪とも言うべき内容を含んだ八八年の中間報告を思い起こされる方も多いだろう。労基研は、一私的諮問機関でありながら、これまでその報告が法案作成のための骨格の役割を果たし、労働法の立法過程に大きな影響を与えてきた。

本稿で問題にする労働契約等法制

部会は、学識経験者九名で構成され、その調査研究過程はこれまで一切明らかにされなかった。しかし、昨年末に部会の「労働契約等法制に関する問題点と検討の方向」（以下「検討の方向」とする）という文書の存在と、労働契約法制を大きく変更させる内容が含まれていることが明らかにになった。

「検討の方向」はどちらへ？

さて、「検討の方向」で扱われている項目は、労働契約という労働者にとって非常に重要な制度をめぐる

問題をほぼ網羅するものとなっている。

具体的には、労働基準法の保護対象となる労働者の範囲の検討・明確化、時間外・休日労働等就労義務の範囲を就業規則の記載事項として明確化、解雇制限期間中の解雇に関して、解雇制限除外認定制度の廃止、整理解雇の基準の明確化、労働者代表の選任、労使協定の効力、就業規則作成単位の見直し等々にわたっている。しかし、その内容の多くは「明確化する」「検討する」とされており、その方向性が明らかでなく、その方向によっては労働者のこれまでかち取ってきた権利を剥奪



しかねない危険性をはらんでいる。

加えて、先述のように、これまで少数の構成員によって調査研究が進められ、しかも、その内容が広く公表されずにきている。部会で出された報告は、中央労働基準審議会で審議され、労働基準法改正案として国会に上程されるというのが、これまでのやり方であるが、これでは、提出された内容について関係者が議論し、十分な検討を加えることができない。こうした進め方に危惧を覚えると同時に、研究内容を早期に公表し、労働組合をはじめ、広く関係者の意見を求め、慎重な検討を加えられるべきであると考え。扱われている内容が労働者の権利の基本に関するものであるがゆえに、その感を一層強くするものである。

メンバー二人へ申し入れ

こうした動きに対し、全港湾建設

支部等の呼び掛けにより、労基法改悪阻止関西連絡会議（準）が結成され、七月七日には、部会の座長である同志社大学法学部の安枝教授への申し入れ行動、そして、続く一七日には部会メンバーの一人である神戸大学法学部の浜田教授との意見交換会が行われている。

浜田教授との意見交換会では、まず、労基研や労働契約等法制部会での調査研究内容を公表することなどを申し入れた。部会の中間報告が出されるのは、伝えられるところでは今年の七月とも言われていたが、浜田教授によると今年一杯かかるだろうとのことであり、それまでは部会の研究内容等については公表する予定がないと語った。「検討」で扱われている論点についても、現場での経験を含めながら、浜田教授との意見交換を行った。浜田教授はこのような労働組合からの現場の声を聞くことは非常に参考になると語り、部

会で出されている論点等についての話し合いを持つことには非常に前向きな姿勢を示しており、最後に、今後とも何らかの形で我々との討論を継続することを確認した。

広範な議論形成を！

労働契約、就業規則については、この間の経済社会情勢の大きな変化に伴う雇用就業形態の複雑、多様化という実情に必ずしも合致していないというのが、この部会の発足の趣旨である。労働者を保護するための条件を向上させるといふ観点からではなく、このような情勢変化から発生する問題、矛盾を法制度の見直しにより追認するのであれば、これを見逃すことはできない。一方的な見直しを許さず、今後の部会の動きに注目し、広範な議論を巻き起こしていく必要がある。

# じん肺被災者の横顔

⑨

ルツボ製造職人のじん肺

## 船田清さん

—— 船田さんの職歴を見ると、坩堝（ルツボ）作りひとすじという感じですね。

船田 はい、中学校を出てすぐに富士坩堝という会社に見習いで入ってからです。こればかりです。坩堝屋というのはまったく職人さんの世界で、始めはほとんど丁稚奉公のようなもので、五、六年は雑役をやらされました。埃の作業ばかりで肝心の壺作りなんかは何も教えてくれません。

### 粉じんだらけの見習い時代

—— そもそも坩堝作りというのはどういう工程になっているんですか。

船田 まず石粉を挽いてふるいにかけて、それとキウシ粘土という特別な粘土の粉を混ぜて、それに水を合わせて練ります。石粉というのも坩堝だから耐火性のものです。岡山でとれるろう石を使っています。当時は機械も今程よいものはなく、すべて手作業で、練る作業も足で踏んでやっていました。

—— そうすると埃というか、粉じんについてはどういう印象がありますか。

船田 入ってすぐの雑用というのはその粉じんをまともに浴びる仕事ばかりです。当時はタオルで口の部分を覆っていただけやから、そうとう吸い込んだでやるね。雑用でなく、

壺の形成をする作業でも粘土が床に落ちて乾くとこれも粉じんです。

—— 船田さんの坩堝製造作業歴は四〇年近くにもなりますが、会社はいくつか変わっているんですね。

船田 最初のF坩堝には十四年程いて腕を磨いたということで、その後より条件の良い会社からの引抜きに応じる形で移りました。ただし移るといっても、坩堝製造会社なんていうのは、小さな会社が多いですから、経営が悪くて約束通り給料がもらえないようなこともあって、また移るというようなこともありました。結局三社目のところで十年と少しいましたが、そこも理由があってつぶれてしまい、そのあと退職までいた奥村坩堝に行ったというわけです。当時の職人の引き抜きと言ったら、支度金をくれ、アパートを用意するか相当なものでしたよ。

仕事を変われと言われても・・

——じん肺という病気がことが分かったのはいつの頃ですか。

船田 奥村埧場に行く前の会社に行ったとき、医者に「あんたは仕事を変わった方がええ。このままこの仕事をして、歳とったらえらい目にあうで。」と言われました。そういうもんかと思いましたが、中学出たからこの仕事一筋で、他にはなんにもできないですし、子供もいて生活がありますから何としようもありません。

——何か他の仕事を考えられたことはないんですか。

船田 前の会社をやめたとき、失業保険をもらっていた時期があったんですが、埧場もそろそろ潮時と思って他の仕事をさがしました。それで今から考えればじん肺患者には無茶な仕事ですけど、引越しセンターでアルバイトをやったことがあります。マンシヨンの五階に家具を運んだり、じきに息があがって、とても



もちませんでした。それ、あんなめてやっぱりわしには埧場の仕事しかないと思っただけです。

——奥村埧場で働き始めてから、職場の粉じんの様子はどうでしたか。  
船田 そのころになると、かなり粉じん対策が役所の方から色々言われるようになって、機械を入れたり、マスクをしたりとかがありました。しかし、それよりも工場自体がのまわりに住宅がたくさん建ち、マンシヨンもできたりして、環境問題がいろいろ言われるようになったことが

大きいです。釜はもともと重油で焚いていたのが、近隣がうるさいというところでガス釜になり、一番埃の出る石粉を挽く作業はやめて、粉自体を他から買うことになりました。それでも粉じんをなくすることはできません。いまでも年度と石粉を調査する仕事なんかは社長自身がやっています。

——じん肺健診の受診はされましたか。

船田 健診で早くからじん肺と言われていました。そのうち管理三の口という結果をもらい、粉じん作業はダメだといわれ、困ったことになったと思われました。いくら健診でじん肺と言われても、それで生活できるわけでもないというわけです。今は労災を受けていますが当時、管理三だから仕事はだめ、療養は必要なしは職人にとっていかにも困りました。——今日はどうもありがとうございます。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号(通巻208号)92年7月10日発行

(毎月一回10日発行)

## *Culture & Communication*

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

# 国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672